

## 1 提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第372号)による教育職員免許法の一部改正に伴い、教育職員免許状の授与を受けることができないとされていた成年被後見人及び被保佐人が、欠格条項から削除されたことから、石川県教育職員免許法令施行細則に規定されている関係様式の整理を行う必要がある。

## 2 根拠法令

教育職員免許法

## 3 改正内容

教育職員免許状の授与の申請の際に提出が必要となる誓約書から、「成年被後見人又は被保佐人」でないことの文言を削除する等、所要の整理を行う。

## 4 改正案

2頁～6頁のとおり

## 5 施行年月日

令和元年12月14日(改正法の施行日)

石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する規則

石川県教育職員免許法令施行細則（昭和四十三年石川県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

様式第三号を次のように改める。



様式第3号（第11条関係）

誓 約 書

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに定める者に該当しないことを誓約します。

教育職員免許法第5条第1項

- (3) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (4) 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (5) 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- (6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年 月 日

氏 名

印

備考 誓約者本人が署名する場合、押印を省略することができる。



様式第3号（第11条関係）

## 誓 約 書

私は、教育職員免許法第5条第1項各号に定める欠格事由のうち、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられた者
- 3 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 4 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年 月 日

氏 名

印

備考 誓約者本人が署名する場合、押印を省略することができる。

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月 日

石川県教育委員会

石川県教育委員会規則第 号